プロ経営者通信

https://www.ideasoken.jp

2017.11.30 第 175 号　発行所 イデア総研税理士法人

IDEA RESEARCH INSTITUTE
LICENSED TAX ACCOUNTANT'S CORPORATION

〒870-0005
大分市王子北町 5-8 フレスポ春日浦 F 棟 202
TEL：097 - 529 - 5757　FAX：097 - 529 - 6565
URL：https://www.ideasoken.jp

今月の紙面

・コラム　・ボランティア
・セミナー情報　・事務所紹介
・職員紹介

コラム

年末調整とは？なぜ必要か？

年末調整は、１年間の給与に対する源泉徴収税額の過不足額の精算です。つまり、年末調整とは、給与支払者がその年最後の給与支払時に、給与所得者一人一人について、その年１年間（暦年）の給与を合計し、その給与総額に対して納付すべき税額（年税額）を計算し、その年税額と既に月々（日々）の給与支払時に源泉徴収をしてきた税額の合計額とを比較して過不足額を精算する事務手続きのことをいいます。通常、年末に行われますので、「年末調整」と呼ばれています。

それでは、なぜ過不足額が生じるのでしょうか？所得税は、本来、申告納税を建前としています。例えば、個人事業を営んでいる人は、自分で１年間（暦年）の所得とそれに対する納付税額を計算し、翌年２月１６日から３月１５日までに確定申告をし、納税することになっています。これに対して、給与所得者は、毎月（日）の給与支払時に、その支払額に応じて所得税の源泉徴収が行われます。この源泉徴収額は、以下の理由から、１年間の給与所得に対する年税額とは通常一致しません。つまり、過不足額が生じます。そこで、給与支払者が年末調整を行うことにより、この過不足額を精算することになる訳です。

≪理由≫

１）税額表の作成方法に由来するもの

源泉徴収の際に使用する税額表の内、月額表・日額表は、年間を通して毎月（日）の給与金額に変動がないものとして、また、１年間で控除する給与所得控除額や配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額、障害者控除額などの所得控除額をそれぞれ月割・日割額にして控除したうえで税額が算出されています。

従って、年の途中で給与金額に変動があったり、１年間を通じて勤務しなかった場合には、１年間の所得に対する税率よりも低い税率によって源泉徴収されていたり、１年間を通じれば全額受けられる所得控除の一部しか受けていないことになったりするため、年末調整による過不足額が生じます。

また、月額表・日額表には、老人控除対象配偶者・老人扶養親族の控除額、障害者等の控除額が実際の控除額ではなく通常の扶養控除額と同額として織り込まれています。従って、これらの控除を適用する場合、年末調整による過不足額が発生します。

２）扶養親族数等の異動によるもの

年の中途で扶養親族等の数に異動があった場合、毎月（日）の源泉徴収では、その異動後の支払分から修正するだけで、遡及して各月の源泉徴収税額を修正しません。従って、１年間で控除する配偶者控除額、扶養控除額等の所得控除額につき、適用されていない月（日）が生じたり、また、その逆の場合が発生したりします。よって、その部分が年末調整による過不足額となります。

３）賞与の支給額等によるもの

賞与に対する源泉徴収の税率は、前月分の給与金額を基にして求めるとなっています。前月分の給与金額の多寡によって適用税率が上下してしまいます。従って、１年間の所得に対する税率との差異が過不足額となります。

４）配偶者特別控除、生命保険料控除等によるもの

配偶者特別控除、生命保険料控除、地震保険料控除及び小規模共済等掛金控除の所得控除額並びに住宅借入金等特別控除等の税額控除は、月々（日々）の源泉徴収の際には控除せず、年末調整の際に一括して控除することになっています。よって、これらの控除の有無によっても、過不足額が発生します。

また、すべての給与所得者が対象となる訳ではありません。原則、本年最後の給与支払時において「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した人の内、本年中（暦年）に支払いが確定した給与総額が２，０００万円以下の人が対象となります。これは、高額所得者は、給与所得以外に他の所得があり自分で確定申告をしていることが通常であり、この様な人についてまで給与支払者が年末調整を行うことは、二重に精算の手数を掛けることになるからであると言われています。給与所得者の大部分の人は、年末調整によって１年間の所得税の納税が完了することになります（２箇所給与のある人、医療費控除を受けようとする人等確定申告をする必要がある人を除いて）。それだけに年末調整の事務は正確性が要求されます。

ボランティア

当事務所ではボランティア活動に取り組んでおります。　㈱しあわせ食創造様、大志土木工業㈱様、㈱フェローワールド様よりペットボトルキャップをいただきました。

お預かりしたペットボトルキャップと切手は寄贈いたします。今後も使用済み切手・ペットボトルキャップを集めてまいりますのでご協力をよろしくお願いします。(会社名は五十音順にて記載させていただいております)

セミナー情報

人が育つ中期経営計画書セミナー
～社員のﾓﾁﾍﾞｰｼｮﾝ UP の秘策 会議の構築～

日 程　平成 29 年 12 月 19 日（火）
内 容　・モチベーションはシステム構築で昇華する
・理念経営が不祥事を防ぐ
・会議時間半減　成果 2 倍にする など
時 間　15 時～17 時（受付 14 時 30 分～）
会 場　イデア総研税理士法人　セミナールーム
講 師　イデア総研税理士法人
黒字化支援マネージャー　高倉 大輔　他 1 名
参加費　無料 【10 名様 限定】
お問い合わせ TEL：0120-718-373（南・山住）

相続・事業承継対策のための 最新の不動産活用セミナー

日 程　平成 29 年 12 月 22 日（金）
内 容　・最適な不動産有効活用について
・財産を適切に継承させるためには
・個人資産家の財産の保全と収益の向上について
時 間　15 時～17 時（受付 14 時 30 分～）
会 場　イデア総研税理士法人　セミナールーム
講 師　㈱青山財産ネットワークス
不動産証券化協会認定ﾏｽﾀｰ　東川 亨 氏　他 1 名
参加費　2,000 円（顧問先の方は無料）【30 名様 限定】
お問い合わせ TEL：0120-718-373（冨部・酒見・岩根）

「得する相続・損する相続」定例セミナー
～相続税・申告対策と争族対策～

日 程　平成 30 年 1 月 12 日（金）
内 容　・「争族」にならないためには
・効果的な相続対策は 等
時 間　10 時～12 時（受付 9 時 30 分～）
会 場　ホルトホール大分 2 階　201 会議室
講 師　イデア総研税理士法人
代表税理士　南　徳行　他
参加費　無料 *無料相談会 先着 3 名様【要予約】
お問い合わせ TEL：0120-718-373（酒見・岩根）

事務所紹介

年末調整業務が始まった事務所の様子をお伝えします。

*11 月 1 日(水)「お誕生会」

11 月生まれの職員のお祝いをしました。11 月生まれは平・本田・中山の３名です。プレゼントと寄せ書き色紙が贈呈されました。皆さん、おめでとうございます。

そして、11 月生まれはもう 1 人います。この日 58 歳になった所長の南です。

職員からの寄せ書き色紙とペーパーウエイトにもなるディスクルーペがプレゼントされました。「次の世代にと思いつつも、まだまだ頑張ろうと思う。」と挨拶をしました。所長、これからもよろしくお願いします。

*ブログとフェイスブックで事務所の様子や職員の日常を紹介しています。どうぞご覧下さい。

Blog　Facebook　HP

職 員 紹 介

第 13 回目の今回は、イデアで話し上手と言えばこの人、業務２課の山本をご紹介します。

-*-+*-+-**-*-+*-+-*+-*-*-+*-+-**-*-+*-+-*+-

名前　山本 耕平 / ヤマモト コウヘイ

これが私の仕事！

業務２課の山本です。業務２課の仕事はお客様の利益最大化を支援する MAS 監査業務です。利益アップは全ての会社共通のテーマであり、そこに直接携われることにやりがいを感じています。

休日の過ごし方

最近ゴルフを再開しました。年に２回くらいのペースでしか行っていませんでしたが、今年は月に 3～4 回ラウンドしています。飛ばせ、200 ヤード！目指せ、100 切り！最近の悩み事はゴルフウェアの金額が高すぎる事です。

お客様へ

税務会計を通じてお客様に貢献していくことが我々の仕事ですが、お客様と接する事で自分自身も成長させて頂いていると感じています。感謝の気持ちを忘れずこれからも励んでいきます！

-*-+*-+-**-*-+*-+-*+-*-*-+*-+-**-*-+*-+-*+-

事務所の様子や職員を知っていただき、皆さんとの距離が近くなればと思います。次回もお楽しみに！